

2026年2月

お客様各位

新潟県労働金庫

令和8年1月21日からの大雪により被災されたお客様へ

このたびの令和8年1月21日からの大雪により被害を受けられました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当金庫では、被害に遭われました皆様に対しまして、下記内容によりお取扱いいたしておりますので、ご遠慮なくお申し付けください。

記

1. ご預金の証書・通帳やお届印を喪失された場合でも、ご預金者であることを確認させていただきまして払戻しの手続きができます。
2. 定期預金につきましては、満期日前であっても払戻しすることができます。
なお、この場合は約定利率ではなく、中途解約利率により利息の計算をいたします。
3. 汚損した紙幣は引換いたします。
なお、紙幣の状態によっては、鑑定後とさせていただく場合や全額の両替とならない場合もございます。
4. 今般の災害のために支払期日を経過した手形類の取扱は、関係金融機関と協議のうえお取扱いいたします。
5. ご融資につきましては、被害の状況、応急資金の需要等を考慮し、ご融資を迅速におこないますので、ご相談ください。
6. 既にご利用いただいているご融資につきまして、ご返済条件変更等のご希望があればご相談ください。

以上